

評価書（個票）

法人名	社会保険診療報酬支払基金	担当課 (担当課長)	保険局保険課 (保険課長 宮本直樹)	
根拠法令等	<p>[設立根拠法] 社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）</p> <p>[事務・事業根拠法]  <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）第15条</li> <li>・国民健康保険法（昭和33年法律第192号）附則第17条</li> <li>・介護保険法（平成9年法律第123号）第160条第1項</li> <li>・高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第139条第1項第1号</li> <li>・高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第139条第1項第2号</li> <li>・高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第139条第2項</li> <li>・高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）附則第11条第1項</li> <li>・特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成23年法律第126号）第26条</li> </ul> </p>		類 型	特別民間法人
法人概要	<p>○ 昭和22年11月にそれまで医療費の審査・支払を行ってきた日本医師会及び日本歯科医師会が解散となったため、保険診療を確保するための対応策が必要となり、昭和23年2月に暫定措置として保険医指導委員会が設置され、保険医の指導と診療報酬請求書の審査を行うこととなった。また、支払事務は、政府管掌分は社会保険協会が、組管管掌分は健康保険組合連合会支部が行うこととされた。</p> <p>○ しかし、保険医指導委員会や社会保険協会の法的責任が明確ではないこと、支払遅延が深刻化したことなどから、審査・支払を一元的に行う機関の創設が必要となり、昭和23年の第2回国会に「社会保険診療報酬支払基金法案」が提出され同年7月に成立した。</p> <p>○ このことにより、支払基金は昭和23年9月1日から業務を開始し、「全国の保険医療機関等から請求される医療費を審査したうえで、保険者ごとに取りまとめて請求し、医療機関へ支払う」という医療費の決済手続きが一元化された。</p>			
事務・事業の内容	<p>①療養の給付等に係る審査・支払業務</p> <p>②退職者医療関係業務</p> <p>③介護保険関係業務</p> <p>④・前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整関係業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療制度関係業務</li> <li>・特定健康診査等決済代行事業</li> <li>・被扶養者情報通知経由事業</li> </ul> <p>⑤病床転換助成業務</p> <p>⑥特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務</p> <p>※詳細は、別紙のとおり</p>			

<p>事務・事業の目的</p>	<p>全国健康保険協会若しくは健康保険組合、市町村若しくは国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、法律で組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団(以下「保険者」という。)が、医療保険各法等(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第一項に規定する医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律をいう。以下同じ。)の規定に基づいて行う療養の給付及びこれに相当する給付の費用について、療養の給付及びこれに相当する給付に係る医療を担当する者(以下「診療担当者」という。)に対して支払うべき費用(以下「診療報酬」という。)の迅速適正な支払を行い、併せて診療担当者から提出された診療報酬請求書の審査を行うほか、保険者の委託を受けて、保険者が医療保険各法等の規定により行う事務を行う。</p>
<p>関連する政策目標</p>	<p>—</p>
<p>関連する業績指標</p>	<p>—</p>
<p>指標の目標値等</p>	<p>—</p>
<p>法人の事務・事業の実績</p>	<p>○実績(平成26年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①療養の給付等に係る審査・支払:取扱件数 975,486 千件</li> <li>②退職者医療関係業務:療養給付費交付金交付額 619,926,193 千円</li> <li>③介護保険関係業務:介護給付費交付金等交付額 2,605,956,291 千円</li> <li>④前期高齢者の調整関係業務:前期高齢者交付金交付額 3,359,358,786 千円 後期高齢者医療制度関係業務:後期高齢者交付金交付額 5,670,543,227 千円 特定健康診査等決済代行業務:取扱件数 1,301 千件 被扶養者情報通知経由事業:被扶養者情報提供件数 86 千件</li> <li>⑤病床転換助成業務:病床転換助成交付金交付額 55,427 千円</li> <li>⑥特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務:支給件数 6 千件</li> </ul> <p>○事業収入(平成26年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①療養の給付等に係る審査・支払:事務費収入 78,790,904 千円</li> <li>②退職者医療関係業務:事務費拠出金収入 537,705 千円</li> <li>③介護保険関係業務:事務費補助金収入 232,444 千円</li> <li>④前期高齢者の調整関係業務:事務費拠出金収入 408,375 千円 後期高齢者医療制度関係業務:事務費拠出金収入 408,375 千円 特定健康診査等決済代行業務:事務費収入 382,414 千円 被扶養者情報通知経由事業:事務費収入 20,631 千円</li> <li>⑤病床転換助成業務:別途積立金受入収入 52,088 千円</li> <li>⑥特定B型肝炎ウイルス給付金等支給関係業務:交付金受入収入 154,798 千円</li> </ul>
<p>国からの補助金等</p>	<p>○補助金・委託費等 ※別紙のとおり</p>
<p>法人の事務・事業の見直し状況(これまでの検証)</p>	<p>●見直しを検討中 平成28年2月に規制改革会議から、「診療報酬の審査の効率化と統一性の確保」に関するご指摘があり、平成28年4月に厚生労働省において、外部の有識者による「第1回データヘルズ時代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会」を開催し、現在、検討を行っているところである。</p>

<p>法人の事務・事業の必要性等・有効性</p>	<p>●事務・事業の必要性・有効性 有識者検討会においては、規制改革会議のご指摘を踏まえ、「審査の効率化・統一化の推進と組織体制について」が検討課題のひとつとされ、「審査の在り方」について議論する。</p>
<p>法人の事務・事業の執行体制の妥当性</p>	<p>●事務・事業の執行体制の妥当性 有識者検討会においては、規制改革会議のご指摘を踏まえ、「審査の効率化・統一化の推進と組織体制について」が検討課題のひとつとされ、「組織体制の在り方」について議論する。</p>
<p>評価結果の総括 (現状分析(事務・事業の評価)と今後の方向性)</p>	<p>●評価結果の総括 有識者検討会においては、平成28年夏を目処に方針を整理し、平成28年内に結論を得次第、速やかに措置することとしている。</p>
<p>備考</p>	

## ○事務・事業の構造等（平成26年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成26年度決算) (百万円)	収入額(百万円) (平成26年度決算)		公益法人等への支出 (百万円)(平成26年度)		
			内訳	(名称)	(額)	法人名	額
			国費				
①療養の給付等に係る審査・支払業務	<事務・事業の内容> 保険者からの委託による療養の給付等に係る審査・支払及び高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の交付 <根拠法令等> 社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)第15条	11,375,607	合計		11,613,537		-
			国費	高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	48,617	-	-
			自己収入	診療報酬収入等	11,564,920	-	-
②退職者医療関係業務	<事務・事業の内容> 保険者からの拠出金の徴収及び市町村に対する療養給付費等交付金の交付等 <根拠法令等> 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)附則第17条	621,063	合計		714,843		-
			国費	-	-	-	-
			自己収入	療養給付費等拠出金収入等	714,843	-	-
③介護保険関係業務	<事務・事業の内容> 医療保険者からの納付金の徴収及び市町村に対する介護給付費交付金の交付等 <根拠法令等> 介護保険法(平成9年法律第123号)第160条第1項	2,606,197	合計		2,710,517		-
			国費	介護保険業務補助金	232	-	-
			自己収入	介護給付費・地域支援事業支援納付金収入等	2,710,285	-	-
事務・事業の構造等(平成26年度)	○前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整関係業務 <事務・事業の内容> 保険者からの前期高齢者納付金等の徴収及び保険者に対する前期高齢者交付金の交付等 <根拠法令等> 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第139条第1項第1号	3,360,667	合計		3,362,400		3,359,851
			国費	-	-	-	-
			自己収入	前期高齢者納付金収入等	3,362,400	健康保険組合等	3,359,851
	○後期高齢者医療制度関係業務 <事務・事業の内容> 保険者からの後期高齢者支援金等の徴収及び後期高齢者医療広域連合に対する後期高齢者交付金の交付等 <根拠法令等> 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第139条第1項第2号	5,671,440	合計		6,088,963		-
			国費	-	-	-	-
			自己収入	後期高齢者支援金収入等	6,088,963	-	-
	○特定健康診査等に係る費用の決済代行業務関係業務 <事務・事業の内容> 特定健診等に係る費用の保険者への請求及び特定健診等機関への支払 <根拠法令等> 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第139条第2項	9,482	合計		9,498		-
			国費	-	-	-	-
			自己収入	特定健診等事業収入等	9,498	-	-
	○被扶養者情報通知経由事業関係業務 <事務・事業の内容> 保険者からの被扶養者情報の受付及び後期高齢者広域連合に対する当該情報の提供 <根拠法令等> 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第139条第2項	29	合計		33		-
国費			-	-	-	-	
自己収入			事務費収入等	33	-	-	
⑤病床転換助成事業関係業務	<事務・事業の内容> 保険者からの病床転換支援金等の徴収及び都道府県に対する病床転換助成交付金の交付等 <根拠法令等> 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)附則第11条第1項	103	合計		113		-
			国費	-	-	-	-
			自己収入	受入金等	113	-	-
⑥特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務	<事務・事業の内容> 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給等 <根拠法令等> 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成23年法律第126号)第26条	184,819	合計		184,932		-
			国費	特定B型肝炎ウイルス感染症給付金等支給業務費交付金	184,928	-	-
			自己収入	雑収入等	4	-	-

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において様式1の合計と合致しないものがある。

※なお、国からの財政支出のうち特別会計からの支出はなかった。(平成26年度決算合計)